

平成 18 年 3 月 8 日

各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号  
ランドコム株式会社  
代表取締役社長 青木俊実  
(コード番号: 8948 名証セントレックス)  
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 川田勇次  
電話番号 045(664)2001

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 8 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社に対する経営参加意識を高め、意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、2. の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社と顧問契約を締結している顧問に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は 2. の要領(5)に記載のとおり時価を基準とした価額としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社と顧問契約を締結している顧問

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

3,000 個

なお、新株予約権 1 個につき普通株式 1 株とする。ただし、上記(2)に定められる株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使時に払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所セントレックス市場の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1 円未満の端数切り上げ）と新株予約権発行の日の終値（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 30 日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という。）は、新株予約権行使時に、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問契約を締結している顧問の地位にあることを要する。

新株予約権者は、割当を受けた数の一部につき、これを行使することができる。

その他、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却条件

以下の事項に該当する場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が、権利行使する前に当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問契約を締結している顧問の地位を失ったため、新株予約権を行使できなかったとき。

その他、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

（注）上記の内容及び細目事項については、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件とし、その後に開催される取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上